官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通七）　一
〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委四八）　一
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（同四九）　二
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁九）　二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三二六）　三

## 府令・省令

**○内閣府・国土交通省令第七号**

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行に伴い、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　井林　辰憲

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

**附　則**

この命令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

## その他告示

**○国家公安委員会告示第四十八号**

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日

国家公安委員会委員長　葉梨　康弘

1　名簿記載者公告番号QI―213（エミリ・エドウィジュ・コニッグ（EMILIE EDWIGE KONIG））

(1)　変更前

旅券番号　フランス旅券05AT521433（2005年11月30日Sous-Prefecture of police of Lorient, Franceにより発行）

住所　シリア・アラブ共和国（2013年から居住）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年６月24日及び2021年12月29日に改訂）

その他参考となるべき事項　シリアに渡航し、イラクのアル・カーイダ（AQI）（QE―48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国に加わったフランス人テロ戦闘員。インターネットを通じた過激化とアル・カーイダ（QE―1）のイデオロギー宣伝の面で活動。フランスに対する暴力的活動を扇動。テロ犯罪組織への参加を理由として、2015年６月12日、同人に対する逮捕状がパリ検察庁反テロ部門予審判事により発行された。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2021年11月15日に終了した。ID番号は、(a)フランス国民IDカード番号050456101445（2005年５月19日Sous-Prefecture of police of Lorient, Franceにより発行）、(b)フランスIDカード番号020556102008９（2002年５月30日Emilie Edwige Konig名義で発行）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

(2)　変更後

旅券番号　フランス番号　05AT521433（2005年11月30日にLorient, Franceにおいてsous-prefecture of policeにより発行）

住所　France（拘留中）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年６月24日、2021年11月15日及び2026年10月26日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2021年11月15日、2025年12月31日に終了した。シリアに渡航し、イラクのアル・カーイダ（AQI）(QE―48）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国に加わったフランス人テロ戦闘員。インターネットを通じた過激化とアル・カーイダ（QE―1）のイデオロギー宣伝の面で活動。フランスに対する暴力的活動を扇動。現時点でフランスにて拘留中。性別は女性。ID番号は、(a)フランス050456101445（2005年５月19日にLorient, Franceにおいてsous-prefecture of policeにより発行）、(b)フランス0205561020089（2002年５月30日にEmilie Edwige Konig名義で発行）。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2014-58638

2　名簿記載者公告番号QI―215（ウマール・ディアビー（OUMAR DIABY））

⑴　変更前

別名　(a)オムセン（Omsen）　(b)ウマール・オムセン（Oumar Omsen）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2019年12月６日及び2024年２月７日に改訂）

その他参考となるべき事項　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE―61）と関係がある武装集団の指導者であり、シリアの外国人テロ戦闘員ネットワークにおける中心的な幹旋者。インターネットを通じたテロ宣伝の面で活動。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2019年12月４日に終了した。国連安全保障理事会決議第2610号（2021年）に基づく見直しは2023年10月30日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

別名　(a)オムセン（Omsen）　(b)オマール・オムセン（Omar Omsen）

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2019年12月６日、2023年10月30日及び2026年10月26日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2019年12月４日、2023年10月30日に終了した。アル・カーイダ（QE―1）及びレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE―61に指定していた団体）と関係がある武装集団の指導者であり、シリアに渡航する外国人テロ戦闘員ネットワークにおける中心的な幹旋者。インターネットを通じたテロ宣伝の面で活動。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2014-58642

3　名簿記載者公告番号QI―237（ペーター・シェリフ（PETER CHERIF））

⑴　変更前

別名　不明

住所　Al Mukalla, Hadramawt province, Yemen

名簿に記載された年月日　2015年９月29日（2016年６月24日、2021年11月15日及び2026年８月18日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2021年11月15日、2025年12月31日に終了した。アラビア半島のアル・カーイダ（AQAP）(QE―53）のメンバー。2012年、フランスで本人不在のまま懲役５年の有罪判決を受けた。2024年10月３日フランスで終身刑の判決を受けた。2015年現在、フランス当局により指名手配されている。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

別名　アブー・ハムザ（Abou Hamza）

住所　France（身柄拘束中）

名簿に記載された年月日　2015年９月29日（2016年６月24日、2021年11月15日、2026年８月18日及び10月26日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2021年11月15日、2025年12月31日に終了した。アラビア半島のアル・カーイダ（AQAP）(QE―53）のメンバー。2012年、フランスで本人不在のまま懲役５年の有罪判決を受け、テロ組織への関与について2024年10月３日フランスで終身刑の判決を受けた。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2015-64577

## ○国家公安委員会告示第四十九号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月三十日　国家公安委員会委員長　**兼**梨　康弘

1　氏名　シャフィー・スルタン・モハンメド・スルタン・アル・アジュミー（SHAFI SULTAN MOHAMMED SULTAN AL-AJMI (original script : شافي سلطان محمد سلطان العجمي)

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2020年11月24日、2025年８月22日及び2026年８月13日に改訂）

名簿記載者公告番号　QI―211

2　氏名　バッサーム・アフマド・アル・ハスリー（BASSAM AHMAD AL-HASRI（original script : بسام أحمد الحصري））

名簿に記載された年月日　2017年２月22日（2022年11月８日に改訂）

名簿記載者公告番号　QI―271

3　氏名　イヤード・ナズミ・サーリフ・ハリール（IYAD NAZMI SALIH KHALIL（original script : إياد نظمي صالح خليل））

名簿に記載された年月日　2017年２月22日（2022年11月８日に改訂）

名簿記載者公告番号　QI―272

## ○警察庁告示第九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十月三十日　警察庁長官　栁　　芳伸

有明コロシアム

| | | |
|---|---|---|
| 期間 | 令和八年十一月八日 | |
| 対象施設の特別要人所在地 | 東京都江東区 | 有明二丁目二番二十二号 |
| 対象施設の特別要人敷地 | 東京都江東区 | 有明二丁目二番（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象施設周辺地域 | 東京都江東区 | 有明一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東雲二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに豊洲二丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。） |

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面に代えインターネットの利用により公表することとも に、インターネットの利用により公表することとも に、イン ターネットの利用により公表することとも に、イン ターネットの利用により公表することとも に、イン 